

平成21年生駒市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 平成21年3月27日(金)午後2時

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 平成21年生駒市議会(第1回)定例会提出議案の結果について
- (2) 平成21年度生駒市社会教育基本方針について
- (3) 生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の制定について
- (4) 生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- (5) 生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除について
- (6) 生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行について
- (7) 生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則の制定について
- (8) 生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程を廃止する訓令の制定について
- (9) 生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (10) 生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- (11) 生駒市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (12) 生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免について

4 出席委員

委員長	中井公人	委員(委員長職務代理者)	村田浩子
委員	平本重次	教育長	早川英雄

5 欠席委員 なし

6 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪 幹 夫	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	西 井 久 之
人権教育課長	宿 賀 忍	生涯学習課長	奥 村 直 幸
中央公民館長	松 本 裕 孝	南コミュニティセンター館長	上 埜 秀 樹
北コミュニティセンター館長	奥 田 好	図書会館長	平 井 克 典
スポーツ振興課長	中 井 宏	人権教育課課長補佐	生 駒 芳 弘
学校給食センター副所長	奥 村 弘 之	生涯学習課課長補佐	西 野 敦
男女共同参画プラザ所長	安 田 潤 子	芸術会館長	行 元 政 樹
スポーツ振興課課長補佐	吉 岡 秀 高	書記	楠 下 崇 子

書記

村 田 充 弘

7 傍聴者 1名

午後 2 時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成 21 年生駒市教育委員会第 3 回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第 1、前回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

私から本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午後 2 時から午後 5 時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第 3 回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午後 2 時から午後 5 時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 3、諸般の報告について、順次報告を受けます。  
まず、4 月の行事予定について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、奥村課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第 4、報告第 6 号、平成 21 年生駒市議会（第 1 回）定例会提出議案の結果についてを議題といたします。
教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：日程第4、報告第6号、平成21年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果についてご報告いたします。

教育委員会に係る議案は、6件でございますが、3月10日開会の本会議で上程され、いずれも委員会付託案件となり、3月18日の環境文教委員会で審議されました。

その結果、原案のとおり可決いただき、3月25日開会の本会議においても原案のとおり可決されました。以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご報告いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第6号、平成21年生駒市議会（第1回）定例会提出議案の結果については、報告のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第5、報告第7号、平成21年度生駒市社会教育基本方針についてを議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から報告を受けます。

○奥村課長：日程第5、報告第7号、平成21年度生駒市社会教育基本方針について、ご説明申し上げます。

この社会教育基本方針につきましては、平成21年2月に開催いたしました生駒市社会教育委員会議におきまして、決定をいただいたものでございます。

それでは、本方針の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

《 朗読 》

○中井委員長：ただ今、ご報告いただきましたが、教育委員会事務局一丸となって、優秀な人材を確保し、社会教育基本方針の内容をより高めながら生涯学習を推進していただきたいと思っております。

皆様から何かご質問等ございませんか。

○村田委員：社会教育基本方針に述べられていることを充実させていければ、より豊か

な生駒市になると思いますので、より一層の生涯学習の推進をお願いします。

○平本委員：先日、卒園式に行った時、保護者の方々がカメラやビデオを構えて、わが子を撮る姿が目立ちましたが、わが子の成長を記録に残すことと、わが子の成長を見守ることは意味が違います。

社会教育基本方針では、家庭教育の重要性や、家庭及び地域住民の連携協力の必要性を重要課題としています。親子のつながりを築くこと、また地域とのつながりや人と人とのつながりを築くことは重要であり、社会教育が担う役割は非常に大きく、非常に難しいと感じます。

○長田部長：本市生涯学習で一番大事に考えておりますのは、「きれいなものを見て、きれいと思う心をもてるような人」をつくっていくことです。学校を卒業して社会に出ても、また、退職等で地域に戻られても、地域に溶け込んで、活動していただけるような人づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○早川教育長：子どもたちの規範性をどう育てるかということが全国でも問題になっておりますが、本市の教育課題でも規範性を育てることに重点を置いております。そのためには、社会教育基本方針に書いていただいているように、家庭・地域がそれぞれの役割を果たして、それぞれの「教育力」を高めていき、社会全体の力を高めていくことが大切だと思いますし、社会教育だけでなく学校教育の観点から見ても、同じことが言えると思います。

人口が多い市では、行政が市民との繋がりを持つことが難しい時もあると聞いたことがあります。生駒市では、地域住民が力を発揮できる場所をいろいろな形で提供していますし、組織化もされていると思います。

○中井委員長：生駒市の人口規模は、大きすぎず小さすぎず調度いいのではないのでしょうか。今後もより一層市民と協働し、実践していただくようお願いします。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第5、報告第7号、平成21年度生駒市社会教育基本方針については、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、議案第3号、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の制定についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第6、議案第3号、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の制定についてご説明申し上げます。本案につきましては、平成20年6月に制定された生駒市政治倫理条例が、平成21年4月1日付けで施行されることに伴いまして、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則を制定するものでございます。

生駒市政治倫理条例につきましては、市政の担い手である市長、副市長及び教育長並びに議会の議員が対象となっておりますので、関係機関と調整の上、教育長に関しましては、市長及び副市長について規定する生駒市政治倫理条例施行規則の例により運用してまいりたいと考えております。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第3号、生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第7、議案第4号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について、日程第8、議案第5号、生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除について及び日程第9、議案第6号、生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行についてですが、この3議案については一括議題といたします。

教育総務課、峯島課長、よろしく願いいたします。

○峯島課長：日程第7、議案第4号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について、日程第8、議案第5号、生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除について及び日程第9、議案第6号、生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行についての3議案については、主に男女共同参画プラザに関連することをございまして、組織にかかわることですので、教育総務課の方から一括議題として説明させていただきます。

現在、男女共同参画プラザは、生涯学習課が所管いたしておりますが、平成21年4月から、女性施策、国際化施策等を含めたすべての人権施策をより推し進めるため、その所管を市長部局の市民部人権施策課へ置き、一元化するとともに、男女共同参画に関する事務全般についても、同じく人権施策課の所管とすることを考えております。

これに伴い、男女共同参画プラザに係る事項について、関係規則の改正を行うとともに、市長部局から協議がありました条例に係る事務の補助執行の解除、また新たに教育委員会から市長部局へ生駒市コミュニティセンターの管理運営にかかる事務の補助執行の協議が必要となることについて、審議をお願いするものでございます。

まず、議案第4号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定についてでございますが、これは3つの教育委員会規則について、いずれも一部改正をお願いするものでございます。

まず1つめの生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正でございますが、これまで市長部局からの補助執行により教育委員会で行なっておりました、男女共同参画プラザの事務事業につきまして、補助執行を解除し、新たに市長部局で行うこととなりますので、男女共同参画プラザに関わります事項を削り、条文整理を行うものでございます。また、生駒市コミュニティセンターの定例的な業務につきましては、これまでと同様、男女共同参画プラザで行いますので、新たに補助執行を条文で定めるものでございます。

次に2つ目の生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正でございますが、これは教育委員会の所管事項でありました、生駒市コミュニティセンターの管理に関する事務を市長部局の職員に補助執行させることに伴い、これまでの規定を削り、新たに男女共同参画プラザ所長の専決事項を規定するものでございます。

また、平成21年4月から施行されます、生駒市情報公開条例の改正により、情報公開の対象文書が公文書から行政文書に拡大されることに伴い、あわせて文言整理を行うものでございます。

次に、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則についてでございますが、同じく情報公開条例の改正に伴い、公文書を行政文書に改正するものでございます。

以上が、規則改正の主な内容でございます。

続きまして、議案第5号、生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除についてでございますが、これにつきましては、本来市長部局の事務である、男女共同参画に係る事務について、教育委員会の職員に補助執行させるため、市長部局からの協議にご同意をいただいていたところですが、市長部局から補助執行を解除したい旨の協議がありましたので、今回審議をお願いするものです。

次に、議案第6号、生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行についてでございますが、本案につきましても、同じく、教育委員会が管理運営すべき生駒市コミュニティセンターについて、定例的な管理運営については、引き続き、市長部局の職員となる男女共同参画プラザの職員が行うことになることから、教育委員会から市長部局へ、事務の補助執行の協議を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、まず、日程第7、議案第4号、生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定についてにつきまして、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第7、議案第4号、生駒市教育委員会事務局組織規則及び生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

○中井委員長：続きまして、日程第8、議案第5号、生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除について及び日程第9、議案第6号、生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行についてですが、皆様から何かご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、異議なしでよろしいですか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、生駒市男女共同参画推進条例に係る事務の補助執行の解除について及び日程第9、議案第6号、生駒市コミュニティセンターの管理及び運営に係る事務の補助執行については、協議の結果、異議なしと決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第10、議案第7号、生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則の制定についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第10、議案第7号、生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、生駒市情報公開条例が平成20年9月に全部改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴い、生駒市教育委員会が管理する公文書の開示等

に関する規則を名称も含めて全部改正するものでございます。

なお、施行規則の名称は、生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則とし、具体的な運用については、生駒市情報公開施行規則の規定の例によるものとしたたく、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第10、議案第7号、生駒市教育委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第11、議案第8号、生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程を廃止する訓令の制定についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：それでは、議案第8号、生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程を廃止する訓令の制定についてご説明いたします。

この事務処理規程の廃止につきましては、今年度4月1日から生駒市補助金等交付規則が施行することに伴うものでございまして、同規則の規定にある補助金の交付事務手続きの流れに沿ったものに要綱を整理するため、生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱と同要綱の事務手続の規定であります、当該事務処理規程のうち、私立幼稚園にかかる条項を一本化し整理するために、この事務処理規程を廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明させていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第11、議案第8号、生駒市立幼稚園保育料入園料徴収条例及び生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく事務処理規程を廃止する訓令の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第12、議案第9号、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

スポーツ振興課、中井課長から説明を受けます。

○中井課長：議案第9号、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。本案件につきましては、報告第6号で峯島課長から報告がありましたように、撤去をいたしました井手山プールと井手山テニスコートを削除する、生駒市体育施設条例の一部を改正する条例の制定議案を議会で可決いただいたことから、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正するものでございまして、同規則において使用時間を定めております第2条関係の別表から、生駒市井手山テニスコートと生駒市井手山プールの文言を削除させていただくものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第12、議案第9号、生駒市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第13、議案第10号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱ついてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第13、議案第10号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、学校保健法第16条の第1項及び第2項並びに生駒市立学校管理運営に関する規則に基づき、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会から推薦をいただき、平成21年度、22年度の2ヶ年間に続きまして、議案書16ページ一覧のとおり校・園医等を委嘱いたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

医師会等からご推薦いただいたとのことですが、特に何か問題になったことはありませんでしたか。

○峯島課長：委嘱につきましては、従来から、医師会・薬剤師会、歯科医師会にお願いいたしまして、お忙しいとは思いますが、二年に一度、ご推薦いただいております。今回もご推薦いただき、ありがたく思っております。

あまり好ましくないのですが、事故やインフルエンザの流行等、やはり学校生活の中ではいろいろなことが起こりますので、学校と学校医が連携して、相談しながら対応してまいりたいと考えております。

○中井委員長：ご協力いただいて非常にありがたいですね。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第13、議案第10号、生駒市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第14、議案第11号、生駒市文化財保護審議会の委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課、奥村課長から説明を受けます。

○奥村課長：日程第14、議案第11号、生駒市文化財保護審議会の委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本件につきましては、生駒市文化財保護条例第15条の規定により設置しております、生駒市文化財保護審議会の委員の任期が本年3月31日をもって満了することから、現在、委員として就任していただいております5名の方々に、引き続き委員として委嘱をお願いするものでございます。任期につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3ヵ年でございます。以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第14、議案第11号、生駒市文化財保護審議会の委員の委嘱については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第15、議案第12号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免についてを議題といたします。

教育総務部、大津輪部長から説明を受けます。

○大津輪部長：日程第15、議案第12号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、事務局ですが、管理職につきましては、退職者4名を含みます15名の異動がございまして、内、昇格者2名、転入者4名、転出者4名、兼務関係者3名、退職者4名でございまして。

続きまして、教職員の任免でございまして、校長につきましては、小学校長4名と中学校長2名でございまして、内、小学校の1名と中学校の2名は昇格でございまして。

次に、教頭につきましては、小学校4名、中学校4名でございまして、内、小学校の4名と中学校の1名は昇格でございまして。

その他、市外転出者は、小学校校長及び小学校教頭の2名が、昇格の上、転出となっております。

なお、退職者につきましては、小学校長3名、中学校長1名、小学校教頭1名の計5名でございます。内4名が定年退職となります。

最後に、幼稚園の園長級につきましては、退職者3名と昇格2名を含む計7名の異動がございます。なお、園長3名の退職に伴い、2名が昇格するとともに、1名は、園長級で男女共同参画プラザ所長に出向しておりました職員を異動するものです。

以上でございます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何か質問等ございませんか。

《 質疑なし 》

○中井委員長：それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第15、議案第12号、生駒市教育委員会事務局職員及び教職員の任免については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上ですが、皆様から何かご意見、ご質問等ございますか。

○村田委員：先日、小学校の卒業式と幼稚園の卒園式に行かせていただきました。厳粛でありながら、各校の特色や個性を感じられる式を体験でき、とても感動しました。

○早川教育長：私も卒業式に行きましたが、今年一番良かったことは、天候に恵まれたことです。学校の行事は天気が大きく影響します。例えば、寒ければ式中にトイレへ行く子どもが増えますが、私が行った学校では途中で席を立つ子どもの姿はなく、最後まで厳粛に式が行われました。

学校では様々な問題が起こりますが、卒業式を見ていると子どもたちは、純真に育っていると改めて思いました。こういった姿を保護者や市民の皆様に見ていただければ、学校教育に、より一層理解を示していただけたらと思います。

○大津輪部長：私が行った小学校の卒業式では、在校生の最前列に1年生が座り、一生懸命歌っている姿が印象的でした。入学から1年が経てばこんなにも成長するんだなと思いました。

○西井課長：皆様から温かいお言葉をいただきありがとうございます。式の流れは各校とも似ていると思いますが、歌の選び方、呼びかけの言葉など、内容に違いがあり、それぞれの学校に特色があります。子どもたちが今持っている力と伝えたいことをうまく組み合わせながら、時間を掛けて卒業式の練習をしておりますので、こういった評価をいただき、ありがたいと思います。

○村田委員：卒園式後、会議室で地域の皆様とお話できる機会があり、非常に貴重な時間と出会いをいただいたと思いました。先ほどの生涯学習の話につながりますが、出会いがないと何も始まりませんし、そういう場がないと何かを発表したり伝えたりすることもできませんので、大変ありがたいなと感じました。

○中井委員長：他にありませんか。ないようですので、これにて定例会を閉会いたします。

~~~~~

午後2時55分 閉会